証券コード　3628
2025年１月31日

株　主　各　位

広島市西区草津新町一丁目21番35号
株式会社データホライゾン
代表取締役社長　瀬　川　　翔

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト　　https://www.dhorizon.co.jp/ir/data.html

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「ＩＲ関連資料」画面の「その他（臨時株主総会招集ご通知）」を選択いただき、ご確認ください。）

　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「データホライゾン」又は「コード」に当社証券コード「3628」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

　当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年２月18日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。
　なお、ご返送いただいた議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

敬　具

記

１．日　　時　　2025年２月19日（水曜日）午前10時
２．場　　所　　広島市西区草津新町一丁目21番35号
　　広島ミクシス・ビル１階　広島市産業振興センター研修室
　　（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
　　決議事項
　　議　　案　　定款一部変更の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

【第45期中間報告書について】

この度、本臨時株主総会で「議案　　定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、決算期（事業年度の末日）を変更するにあたり、株主の皆様へ当社の業績や近況をご報告する「第45期中間報告書」の当社ウェブサイトへの掲載、送付をとりやめることとしましたので、お知らせいたします。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますとともに、引き続きご支援を賜りますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類

議　　案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社の事業年度は毎年７月１日から翌年６月30日までとしておりますが、当社の親会社である株式会社ディー・エヌ・エーの事業年度の末日が毎年３月31日であることを勘案し、事業年度を一致させることにより、効率的な業務執行を行うため、当社の事業年度を毎年４月１日から翌年３月31日までに変更するものであります。これに伴い、現行定款第12条、第34条および第36条に所要の変更を行うとともに、経過措置として附則に新たな規定を設けるものであります。

２．変更の内容

変更内容は、以下のとおりであります。（下線部分が変更箇所）

現　行　定　款	変　　更　　案
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（基準日）	（基準日）
第12条　当会社は、毎年６月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第12条　当会社は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
第７章　計　　算	第７章　計　　算
（事業年度）	（事業年度）
第34条　当会社の事業年度は、毎年７月１日から翌年６月３０日までとする。	第34条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

現　行　定　款	変　　更　　案
（中間配当） 第36条　前条のほか、取締役会の決議により、毎年１２月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	（中間配当） 第36条　前条のほか、取締役会の決議により、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
附　則	附　則
（新設）	（第４５期事業年度の期間） 第２条　第34条の規定にかかわらず、２０２４年７月１日から始まる第４５期事業年度は翌年３月３１日までの９カ月間とする。
（新設）	（附則の有効期限） 第３条　前条および本条は、第４５期事業年度終了後これを削除する。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：広島市西区草津新町一丁目21番35号
広島ミクシス・ビル１階　広島市産業振興センター研修室
TEL 082－279－5550

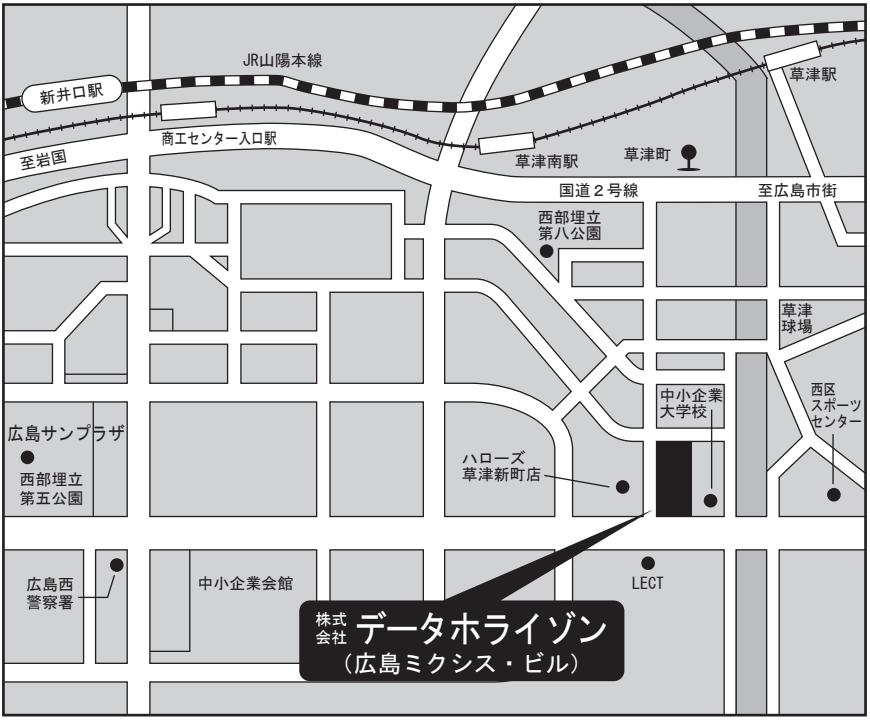

交通：ＪＲ山陽本線　新井口駅下車　タクシー５分（徒歩20分）
広島電鉄宮島線　草津駅もしくは草津南駅下車　各徒歩10分
ＪＲ山陽本線　広島駅下車　タクシー30分